

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 69 号)」等の施行に伴い、那覇市建築確認等手数料条例で定める手数料について、新たに発生した事務の手数を定めるとともに、既存の手数料の額を改め、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(徴収)</u> 第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。 (1) <u>法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>に<u>規定する確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>に<u>規定する計画の通知</u>に対する審査を受けようとする者 確認手数料 (2) <u>法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>に<u>規定する完了検査の申請又は法第18条第16項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>に<u>規定する完了の通知</u>に対する検査を受けようとする者 完了検査手数料 (3) <u>法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)</u>に<u>規定する中間検査の申請又は法第18条第19項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)</u>に<u>規定する特定工程に係る工事終了の通知</u>に対する検査を受けようとする者 中間検査手数料 2 <u>手数料は、申請又は通知(以下「申請等」という。)</u>の際徴収する。	<u>(手数料の納付等)</u> 第2条 [略] (1) <u>法第6条第4項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>の<u>規定に基づく計画に対する審査又は法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>の<u>規定に基づく計画</u>に対する審査を受けようとする者 確認手数料 (2) <u>法第7条第4項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>の<u>規定による検査又は法第18条第21項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>の<u>規定による検査</u>を受けようとする者 完了検査手数料 (3) <u>法第7条の3第4項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)</u>の<u>規定による検査又は法第18条第29項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)</u>の<u>規定による検査</u>を受けようとする者 中間検査手数料 2 <u>前項の規定による手数料の納付は、申請等(次に掲げる行為をいう。以下同じ。)</u>をするときまでにしなければならない。 (1) <u>法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>の

	<u>規定による申請書の提出</u> (2) <u>法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による申請 (3) <u>法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)、第20項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第28項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による通知
3 [略]	3 [略]
(確認手数料の額)	(確認手数料の額)
第3条 [略]	第3条 [略]
	2 <u>前項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に掲げる建築行為に係る計画に対する審査の確認手数料の額は、前項の規定により算定した確認手数料の額に、別表第1の2により算定した額を加えた額とする。</u>
(完了検査手数料の額)	(完了検査手数料の額)
第4条 [略]	第4条 [略]
	2 <u>前項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物に対する検査の完了検査手数料の額は、前項の規定により算定した完了検査手数料の額に、別表第2の2により算定した額を加えた額とする。</u>
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
	[別表第1の2 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]

	[別表第2の2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	
4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市建築確認等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請又は通知を受理した事務の手数料について適用し、同日前に申請又は通知を受理した事務の手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

区分			手数料の額
建築物	床面積の合計	30㎡以内のもの	1件につき <u>7,000円</u>
		30㎡を超え、100㎡以内のもの	1件につき <u>1万3,000円</u>
		100㎡を超え、200㎡以内のもの	1件につき <u>2万円</u>
		200㎡を超え、500㎡以内のもの	1件につき <u>2万8,000円</u>
		500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	1件につき <u>4万8,000円</u>
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	1件につき <u>7万1,000円</u>
		2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	1件につき <u>20万7,000円</u>
		1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	1件につき <u>31万1,000円</u>
		5万㎡を超えるもの	1件につき <u>53万1,000円</u>
建築設備	設置する場合(確認を受けた計画の変更をして設置する場合を除く。)		1の建築設備につき <u>1万1,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>6,000円</u>)
	確認を受けた計画の変更をして設置する場合		1の建築設備につき <u>7,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>4,000円</u>)
工作物	築造する場合(確認を受けた計画の変更をして築造する場合を除く。)		1の工作物につき <u>1万1,000円</u>
	確認を受けた計画の変更をして築造する場合		1の工作物につき <u>6,000円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

区分			手数料の額
建築物	床面積の合計	30m ² 以内のもの	1件につき <u>1万円</u>
		30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1件につき <u>1万9,000円</u>
		100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1件につき <u>3万円</u>
		200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1件につき <u>3万7,000円</u>
		500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1件につき <u>6万7,000円</u>
		1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき <u>9万7,000円</u>
		2,000m ² を超え、1万m ² 以内のもの	1件につき <u>28万1,000円</u>
		1万m ² を超え、5万m ² 以内のもの	1件につき <u>41万9,000円</u>
		5万m ² を超えるもの	1件につき <u>71万7,000円</u>
建築設備	設置する場合(確認を受けた計画の変更をして設置する場合を除く。)		1の建築設備につき <u>1万5,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>8,000円</u>)
	確認を受けた計画の変更をして設置する場合		1の建築設備につき <u>9,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>5,000円</u>)
工作物	築造する場合(確認を受けた計画の変更をして築造する場合を除く。)		1の工作物につき <u>1万5,000円</u>
	確認を受けた計画の変更をして築造する場合		1の工作物につき <u>8,000円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1の2(第3条関係)

区分	床面積の合計	手数料の額
住宅部分(一戸建ての住宅に係るものに限る。)	200m ² 以内のもの	1件につき <u>9,000円</u>
	200m ² を超えるもの	1件につき <u>1万円</u>
住宅部分(一戸建ての住宅に係るものを除く。)	300m ² 以内のもの	1件につき <u>1万7,000円</u>
	300m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき <u>2万6,000円</u>
	2,000m ² を超え、5,000m ² 以内のもの	1件につき <u>4万2,000円</u>
	5,000m ² を超えるもの	1件につき <u>5万4,000円</u>

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

区分			手数料の額	
			特定工程に係らないもの	特定工程に係るもの
建築物	床面積の合計	30m ² 以内のもの	1件につき <u>1万4,000円</u>	1件につき <u>1万3,000円</u>
		30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1件につき <u>1万7,000円</u>	1件につき <u>1万6,000円</u>
		100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1件につき <u>2万3,000円</u>	1件につき <u>2万2,000円</u>

	200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1件につき <u>3万2,000円</u>	1件につき <u>3万円</u>
	500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1件につき <u>5万3,000円</u>	1件につき <u>5万2,000円</u>
	1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき <u>7万4,000円</u>	1件につき <u>6万9,000円</u>
	2,000m ² を超え、1万m ² 以内のもの	1件につき <u>17万8,000円</u>	1件につき <u>16万1,000円</u>
	1万m ² を超え、5万m ² 以内のもの	1件につき <u>26万円</u>	1件につき <u>25万2,000円</u>
	5万m ² を超えるもの	1件につき <u>45万5,000円</u>	1件につき <u>44万5,000円</u>
建築設備	設置した場合	1の建築設備につき <u>1万6,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>1万円</u>)	1の建築設備につき <u>1万4,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>1万円</u>)
工作物	築造した場合	1の工作物につき <u>1万2,000円</u>	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

区分			手数料の額	
			特定工程に係らないもの	特定工程に係るもの
建築物	床面積の合計	30㎡以内のもの	1件につき <u>2万1,000円</u>	1件につき <u>1万9,000円</u>
		30㎡を超え、100㎡以内のもの	1件につき <u>2万5,000円</u>	1件につき <u>2万3,000円</u>
		100㎡を超え、200㎡以内のもの	1件につき <u>3万3,000円</u>	1件につき <u>3万2,000円</u>
		200㎡を超え、500㎡以内のもの	1件につき <u>4万1,000円</u>	1件につき <u>3万8,000円</u>
		500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	1件につき <u>6万8,000円</u>	1件につき <u>6万6,000円</u>
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	1件につき <u>9万5,000円</u>	1件につき <u>8万8,000円</u>
		2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	1件につき <u>22万9,000円</u>	1件につき <u>20万7,000円</u>
		1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	1件につき <u>35万5,000円</u>	1件につき <u>32万7,000円</u>
		5万㎡を超えるもの	1件につき <u>62万4,000円</u>	1件につき <u>57万5,000円</u>
建築設備	設置した場合	1の建築設備につき <u>2万1,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>1万3,000円</u>)	1の建築設備につき <u>1万8,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>1万3,000円</u>)	
工作	築造した場合	1の工作物につき <u>1万5,000円</u>		

物		
備考	[略]	

[改正後 別記]

別表第2の2(第4条関係)

床面積の合計	手数料の額
300㎡以内のもの	1件につき 5,000円
300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	1件につき 6,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	1件につき 8,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	1件につき 1万1,000円
5,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	1件につき 1万3,000円
1万㎡を超え、2万5,000㎡以内のもの	1件につき 1万5,000円
2万5,000㎡を超えるもの	1件につき 1万7,000円

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

区分		手数料の額
建築物	床面積の合計	30㎡以内のもの
		1件につき <u>1万3,000円</u>
		30㎡を超え、100㎡以内のもの
		1件につき <u>1万6,000円</u>
		100㎡を超え、200㎡以内のもの
		1件につき <u>2万2,000円</u>
		200㎡を超え、500㎡以内のもの
		1件につき <u>2万8,000円</u>
		500㎡を超え、1,000㎡以内のもの
		1件につき <u>4万9,000円</u>
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの
		1件につき <u>6万6,000円</u>
		2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの
		1件につき <u>14万7,000円</u>
		1万㎡を超え、5万㎡以内のもの
		1件につき <u>22万2,000円</u>
		5万㎡を超えるもの
		1件につき <u>40万7,000円</u>
建築設備	設置する場合	1の建築設備につき 1万6,000円(小荷物専用昇降機については、 <u>1万2,000円</u>)
工作物	築造する場合	1の工作物につき <u>1万3,000円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

区分		手数料の額
建築物	床面積の合計	30㎡以内のもの
		1件につき <u>1万9,000円</u>
		30㎡を超え、100㎡以内のもの
		1件につき <u>2万3,000円</u>
		100㎡を超え、200㎡以内のもの
		1件につき <u>3万2,000円</u>
		200㎡を超え、500㎡以内のもの
		1件につき <u>3万6,000円</u>
		500㎡を超え、1,000㎡以内のもの
		1件につき <u>6万3,000円</u>
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの
		1件につき <u>8万4,000円</u>
		2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの
		1件につき <u>18万8,000円</u>
		1万㎡を超え、5万㎡以内のもの
		1件につき <u>29万3,000円</u>

	5万m ² を超えるもの	1件につき 52万4,000円
建築設備	設置する場合	1の建築設備につき 2万円(小荷物専用昇降機については、1万5,000円)
工作物	築造する場合	1の工作物につき 1万6,000円

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1～48	[略]	

[改正後 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1～48	[略]	
49	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定による既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円
50	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による既存建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	2万7,000円